やまがたスマイル企業認定制度に関するＱ＆Ａ

令和８年11月17日更新

項目		質問内容	回答
Ⅰ－ア	やまがたイクボス同盟について	「やまがたイクボス同盟」には同時に申請できますか。	同時申請可能です。（1-アにもチェック可です。）
Ⅰ－オ	従業員からの意見・要望について	商品開発に関する提案は、従業員の意見に該当しますか。	該当しません。
２－オ	多様な休暇制度について	休暇制度は設けているが、無給の場合でも該当となりますか。	有給・無給に関わらず、制度として導入されている場合は該当となります。
２－キ	有給休暇の取得率について	有給休暇の取得率の計算方法はどのようになりますか。	計算方法は以下のとおりです。 （分子）全従業員合計の有給休暇取得日数 （分母）全従業員合計の有給休暇付与日数 ※分子には、前年度からの繰越分を含みます
２－キ	有給休暇の取得率について	年次有給休暇の付与日が従業員ごとに異なる場合、どのような期間で計算したらよいですか。	申請前年度分の有給休暇取得率は、４月～翌年３月の期間で計算してください。
３－オ	子を出産した女性従業員の在職率について	計算シートにはどのような情報を掲載するとよいですか。	過去５年以内に子を出産した従業員の氏名、出産日、子の１歳誕生日時点での在職状況を記載してください。
３－オ	子を出産した女性従業員の在職率について	子の１歳誕生日時点は在職していたが、申請日現在は退職している従業員は対象となりますか。	対象となります。
４－イ	配偶者出産休暇の取得率について	配偶者出産休暇の取得率の計算方法はどのようになりますか。	計算方法は以下のとおりです。 （分子）過去５年の配偶者出産休暇の取得者総数 （分母）過去５年の配偶者出産休暇の対象者総数
５－ア	女性管理職の定義について	女性管理職はどのように定義されますか。	「管理職」とは、企業の組織系列の各部署において、配下の係員を指揮・監督する役職のほか、専門職、スタッフ管理職と呼ばれる役職及び役員を含みます。部長、課長等の役職名を採用していない場合については、事業者の実態により判断してください。 「役員」とは、会社法上の役員（取締役、会計参与及び監査役）並びにその職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当する者を含みます（職務の内容及び責任の程度が「役員」に相当すると判断されれば、執行役員、理事など、呼称は問いません）。
５－ア ５－イ	役職を兼務している者について	課長（兼）係長など、役職を兼務している場合はどのようにカウントしたらよいですか。	役職を兼務されている場合、原則上位の役職１つのみでカウントします。
５－ア ５－イ	非常勤の者について	管理職、役職者が非常勤である場合は、どのように取り扱いますか。	割合を計算する際は、対象に含めずに計算してください。
６－イ ６－ウ ６－エ	正社員雇用を証明する書類について	雇用契約書に雇用形態が「正社員」である旨の記載がない場合、どのような書類を用意して正社員雇用したことを証明するとよいですか。	雇用形態が正社員に係る記載を、社員名簿、求人票、就業規則における従業員の定義、賃金規程等より確認のうえ、雇用契約書と併せて提出してください。

やまがたスマイル企業認定制度に関するＱ＆Ａ

令和８年11月17日更新

項目		質問内容	回答
６－イ ６－エ	正社員雇用について	30歳以上の女性を非正規社員から正社員へ転換した場合は、６－イと６－エのどちらにも該当しますか。	６－イのみ該当します。６－エは新規で30歳以上の女性の方を採用した場合に該当となります。
６－ウ ６－エ	正社員雇用について	過去に在籍した30歳以上の女性を正社員として再雇用した場合は、６－ウと６－エのどちらにも該当しますか。	６－ウのみ該当します。６－エは新規で30歳以上の女性の方を採用した場合に該当となります。
６－エ	年齢の確認方法について	雇用契約書等に年齢がない場合はどのようにしたらよいですか。	年齢がわかるもの（雇用保険通知書の写し等）を添付してください。
６－オ	キャリアアップに資する雇用管理区分について	キャリアアップに資する雇用管理区分とは具体的にはどのようなものですか。	一般職から総合職への転換のように、昇進や昇給の幅に違いがある雇用管理区分間の転換を指します。
全体	認定期間中の再申請	一度認定を受けた後、認定期間中に上位の認定区分へ再申請することは可能ですか。 （例：スマイル企業⇒ゴールドスマイル企業）	一度認定を受けた後、６か月を経過した後、申請をすることが可能です。
全体	本店が県外にある場合の申請について	本店が県外にある場合、県内にある支店単位での申請になりますか。	支店単位での申請になります。この場合、実績を評価する項目（有給休暇取得率や男性の育児休業等の取得状況、女性管理職の割合など）は支店単位での実績が必要となります。
全体	過去○年以内の解釈について	「過去○年以内とある項目は、いつから起算して○年以内ですか。	申請日から起算して○年以内となります。
全体	就業規則について	実績を示す資料が就業規則の場合は、どのように提出するとよいですか。	就業規則であることがわかるページ（表紙等）及び該当する条文が記載されているページをご提出ください。